（新法第二条第三項の規定の適用に関する経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の構造改革特別区域法（次条において「新法」という。）第二条第三項の規定の適用については、同項中「及び第二十三条」とあるのは、「、第二十三条、第二十四条及び第二十八条」とする。

（酒税法の特例に係る経過措置）

第三条　新法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第十二項（同条第十九項及び第二十五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同法附則第三十九条第十二項中「製造場の」とあるのは、「製造場（当該製造場が構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十七条第三項に規定する体験製造場である場合にあっては、当該体験製造場に係る同項に規定する主製造場）の」とする。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第四条　国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表第二十八条第四項の項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第四項」に、「別表第十八号」を「別表第十五号」に改め、同表第二十八条の二第一項第一号及び第二号の項中「第二十八条の二第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に改め、同表第二十八条の二第四項の項中「第二十八条の二第四項」を「第二十六条第四項」に、「別表第十八号の二」を「別表第十六号」に改め、同表第三十二条第一項の項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十二条	地方公共団体が自ら	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体が自ら

（漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第五条　漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十九条のうち構造改革特別区域法第二十八条の二第一項の改正規定中「第二十八条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う調整規定）

第六条　この法律の施行の日が漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉

地域再生法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十六号

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の三十六―第十七条の三十七）
第十三節　地域住宅団地再生事業計画の作成等（第十七条の五十三）
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等（第十七条の五十四―第十七条の五十七）
第十四節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の五十八―第十七条の六十）
第十五節　株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例（第十七条の六十一―第十七条の六十三）」を「第十二節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の三十六―第十七条の三十九）
」に、「第十三節　地域住宅団地再生事業計画の作成等（第十七条の四十―第十七条の四十二）
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等（第十七条の四十三―第十七条の五十六）
第十四節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の五十七―第十七条の六十）
第十五節　株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例（第十七条の六十一―第十七条の六十三）」に改める。

第五条第四項第四号中「第十五号」を「第十八号」に改め、同項第十五号を同項第十八号とし、同項第十四号中「第十七条の四十一」を「第十七条の六十三」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号中「第十七条の四十」を「第十七条の六十二」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「第十七条の三十九」を「第十七条の六十一」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　地方公共団体が所有し、又は管理する土地又は施設の有効活用を図る事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する公共施設等の整備等（当該地方公共団体の長が管理者となる同条第一項に規定する公共施設等に係るものに限る。）を伴うものに限る。）のうち、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの（第十七条の六十第一項において「民間資金等活用公共施設等整備事業」という。）に関する事項

第五条第四項第十号の次に次の二号を加える。

十一　地域住宅団地再生区域（自然的経済的社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保（以下「住宅団地再生」という。）を図ることが適当と認められる区域をいう。以下同じ。）において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資するもの（以下「地域住宅団地再生事業」という。）に関する事項

十二　農村地域等移住促進区域（人口の減少により、その活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる農村地域その他の農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）を含む一定の区域であって、当該区域に移住する者を増加させることによりその活力の向上を図ることが必要と認められる区域をいう。以下同じ。）において、当該農村地域等移住促進区域に移住する者（以下「農村地域等移住者」という。）に対して当該農村地域等移住促進区域内における既存の住宅の取得又は賃借（第十七条の五十四第三項第二号及び第十七条の五十五において「既存住宅の取得等」という。）及び農地又は採草放牧地についての同法第三条第一項本文に掲げる権利の取得を支援することにより当該農村地域等移住促進区域への移住の促進を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するもの（第十七条の五十四第一項及び第三項において「既存住宅活用農村地域等移住促進事業」という。）に関する事項

第五条第十項中「第四項第十二号」を「第四項第十五号」に改める。

第十七条の七第十三項中「（以下「認定地域来訪者等利便増進活動計画」という。）」を削る。

第十七条の八第一項中「認定地域来訪者等利便増進活動計画（前条第十三項」を「前条第八項の認定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画（同条第十三項」に、「同じ」を「認定地域来訪者等利便増進活動計画」という」に改める。